



就農開始後の支援

令和4年4月時点の十日町市の支援制度紹介です。

最新の情報についてはお問合せください。

事業名	内容	お問合せ
新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 国補	就農して5年以内の認定新規就農者（原則50歳未満）を支援します。 ■ 交付金額：年間最大150万円、最長3年間	農林課 農業企画係 025-757-3120
新規就農者パワーアップ事業 市単	認定新規就農者に対して、農業機械・施設導入に係る経費を補助します。 ■ 補助金額：最大25万円	農林課 農業企画係 025-757-3120
複合営農促進機械等整備助成 市単	対象作物を5アール以上新規生産または生産拡大し、出荷・販売した場合に加工・出荷に必要な機械等導入に係る経費を認定新規就農者等に補助します。 ■ 補助金額（認定新規就農者の場合） ・ かぼちゃ、ねぎ、切り花、ユリ球根： 最大30万円 ・ 上記以外： 最大20万円	農林課 作物振興係 025-761-7144
園芸産地化面積拡大助成 市単	対象作物を5アール以上新規生産または生産拡大し、出荷・販売した場合に増加面積分の種代に係る経費を認定新規就農者等に補助します。 ■ 補助金額（作物毎に交付単価が異なります） ・ かぼちゃ： 16千円/10a ・ ねぎ： 19千円/10a ・ 切り花： 26千円/10a ・ ユリ球根： 30千円/10a	農林課 作物振興係 025-761-7144
6次産業等支援 市単	市内産農林水産物を用いて農林漁業者等が実施する新商品開発や販路拡大にかかる経費の一部を補助します。 ■ 補助金額 ・ 新商品開発： 最大30万円 ・ パッケージデザイン等： 最大15万円 ・ 物産展への参加： 最大10万円	産業政策課 産業振興係 025-757-3139



U・I ターン の 支援

令和4年4月時点の十日町市の支援制度紹介です。

最新の情報についてはお問合せください。

事業名	内容	お問合せ
お試し移住 シェアハウス 市単	<p>移住・UI ターンを希望している方々にお試し移住ができるシェアハウスを2棟用意しています。</p>  <p>新水シェアハウス 竹所シェアハウス 月額家賃：28,000 円～ 月額家賃：23,000 円～</p>	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137
U・I ターン世帯 補助金 市単	<p>十日町市へUI ターンをした方向けの補助金制度です。</p> <p>■補助額 単身 UI ターン：最大30万円 世帯 UI ターン：最大50万円</p> <p>更に条件を満たす場合は以下の加算があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・夫婦の合計年齢が80歳以下 : 10万円・18歳未満の子ども1人につき : 10万円・住民票上で3世代同居 : 10万円	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137
東京23区からの移住 支援金 国補	<p>東京23区に住んでいた方・東京圏(埼玉県、神奈川県、千葉県)に住んで東京23区に勤務していた方が新潟県十日町市にUI ターンをして、勤務先を変えずにテレワークとして働く、補助金対象企業等に就職した、及び起業した場合に受け取れる補助金制度です。</p> <p>■補助額 単身 UI ターン：60万円 世帯 UI ターン：100万円</p>	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137